

仙台市子育て世帯訪問支援事業業務委託概要書

1. 業務の名称

仙台市子育て世帯訪問支援事業

2. 委託期間

4月～翌年3月 ※年度ごとに契約更新可。

3. 委託業務の内容

妊娠中から出産後1年以内の養育者に対する育児や簡単な家事等の援助を実施するもの。

(1) 育児ヘルパーの選定

以下のいずれの要件も満たし、本事業を適切に実施できる者として本市が適当であると認めた者。

①(2)に規定する研修の内容を踏まえた本市が適切と認める研修を修了した者

②以下(ア)～(ウ)に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者

(ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

(イ) 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)その他国民の福祉に関する法律(児童福祉法施行令(昭和23年政令第74令)第35条の5各号に掲げる法律に限る。)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(ウ) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者

(2) 研修

育児ヘルパーの質を担保する観点から、研修は、事業の目的、内容、支援の方法、個人情報 の適切な管理や守秘義務等について、必ず実施する。また、育児・養育支援を行う育児ヘルパー に対しては、AED(自動体外式除細動器)の使用方法や心肺蘇生等の実習を含んだ救急救命 講習及び事故防止に関する講習(安全チェックリストの活用やヒヤリハット事例の検証等を内 容とするもの)について、必ず実施する。ただし、他の研修等の修了をもって習得できると本市 が判断した部分について、省略しても差し支えない。実施に当たっては、家庭訪問の同行や支 援場面を想定した実技指導等を組み込む等、訪問の内容及び質の向上に努める。

上記に加え、次のいずれかの要件を満たす者のうちから、育児ヘルパーを選定して登録する。

- ・介護職員初任者研修を修了した者
- ・保健師、看護師、助産師、保育士等の資格を有する者
- ・仙台市生活支援介護サポーター養成研修を受講した者
- ・子育て経験者(事業者が実施するヘルパーに関する基礎研修を受講し、かつ、仙台市が実施する子育て

の知識に関する研修を受講した方のみ。)

(3) サービス内容

支援の内容については、対象家庭を訪問し、①又は②若しくは①②を同時に行うことを基本に、家庭の状況に合わせ以下の内容を包括的に実施する。

① 家事支援

② 育児・養育支援

③ 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言(※)

※保護者に寄り添い、エンパワメントするための助言等。なお、保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。

④地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供

⑤支援対象者や児童の状況・養育環境の把握、本市への報告

(4) 利用料等の徴収

① 利用者から1回の利用につき利用決定通知書に記載された利用料を徴収する。

② 利用料を徴収したときは、受領した旨を記載した書面を利用者に交付する。

③ 利用者の都合でサービス提供を中止した場合は、キャンセル料を1回につき600円徴収する。ただし、訪問予定日前日（前日が土・日・祝日の場合は、その前の平日）の午後5時までに支援家庭よりキャンセルの連絡があった場合は、キャンセル料を徴収しない。

④ 訪問後、利用者の都合で予定の支援時間が短縮になった場合は、予定時間数の利用料を徴収する。

(5) 関係機関との連携

利用者の処遇に関し必要なときは、保健福祉センター等関係機関との連携を図ること

(6) 各種の報告

- ・月1回事業実施報告書を提出する。
- ・四半期毎に四半期業務報告書を提出する。
- ・年度終了後に業務完了報告書を提出する。

4. サービス提供量及びサービス提供方法等

(1) サービス提供量

① サービス提供の時間帯については、年末年始（12月29日から1月3日）を除き、原則として午前9時から午後6時までの範囲内とする。ただし、合理的な理由があり支援家庭と事業者との間で合意ができれば、この範囲外の時間についても認めることができる。

② 一人当たりの利用回数は、原則として20回以内（多胎児の場合は30回以内）。また、サービス提供は、原則として1日1回、1回当たり2時間以内とする。ただし、通院等により必要がある場合は、1日2時間超4時間以内の利用も可能とするが、その場合は2回とカウントする。

③ サービス提供時間の単位は1時間とし、支援記録表（要領様式第8号）の時間帯、時間数、

利用時間合計は、1時間単位で報告する。

サービス提供時間	利用時間
30分以上1時間30分未満	1時間
1時間30分以上2時間30分未満	2時間
2時間30分以上3時間30分未満	3時間
3時間30分以上4時間30分未満	4時間

(2) 派遣形態

原則として、育児ヘルパー1名でサービスを提供するものとする。

(3) 履行確認

原則として、所定の様式でサービス完了の際に利用者からの履行確認を受けるものとする。

(4) 関係機関との連携

利用者の処遇に関することは、保健福祉センター等関係機関との連携を図るものとする。

5. 委託料 委託料の支払いは、四半期ごとの実績払とする。

【育児ヘルパー派遣経費に係る基準額】（1時間あたり）

サービス提供に係る負担額	
① 負担のない世帯	2,100円
② 1時間あたりの負担額が600円の世帯	2,700円

※ 契約手続き等のため、初回時に2名で訪問した場合は、2,000円加算する。

【利用世帯の費用負担】

支援世帯の区分	支援家庭の負担額（1時間あたり）
① 生活保護世帯 市民税非課税世帯	0円
② 市民税課税世帯	600円

【キャンセル料】

支援家庭の都合によりサービス提供を中止した場合の負担額	600円
-----------------------------	------

【事務・管理費】

本事業の実施に係る費用	1事業所あたり564,000円(上限)
-------------	---------------------

※第4四半期の委託料と併せて支払うものとする。ただし、事務費・管理費の支払いにあたっては、契約期間中にサービス提供実績がある場合に限るものとする。

6. その他

利用者の受入れ条件、サービス内容及び事務手続き等については、仙台市の指示に従うこと。